

～毎月 10 日は人権を考える日～

つくられた差別

明治 4 年の太政官布告いわゆる「解放令」で身分制度はなくなったはずなのに、まだまだ部落差別は完全に解消されていません。身分制度だけではなく、いわゆる「被差別部落」の存在自体もなくなったはずでした。

今、部落史の研究では、「中世起源説」が主流となっています。中世の頃広まった「ケガレ意識」によるものです。当時、天変地異などの災いは、ケガレ（死のケガレ、血のケガレなど）からくるものであると信じられていました。当然、そのケガレを取り除く「キヨメ」という仕事に就く人たちも出てきました。当時人が忌み嫌う人間や動物の死体処理や清掃、動物の死と触れる皮革産業などに携わる集団もつくられていきました。また、犯罪の取り締まりの下働きや処刑役などもそうです。さらに、これらの人や集団は、身分制度の中に組み込まれていきました。そして、迷信や宗教的な要素、職業に対する蔑視感（べっしかん）などとも複雑に絡み合い生まれたものが部落差別と考えられます。

（参考：稲積謙次郎「同和問題の今、そして未来に向けて」
公益財団法人人権教育啓発推進センター）

つまり、部落差別は歴史の中で「必然的に存在」したものではなく、「人間の手」によってつくられたものであることは明白なのです。迷信のような「ケガレ意識」などというものは、科学的に証明されているものではありません。したがって、この部落差別を解消することは、日本人である私たち一人一人の課題であり、いわゆる「国民的課題」であることを再度認識しなければならないのです。

同和対策審議会答申（抄）
（昭和 40 年 8 月 11 日 同和対策審議会）

昭和 40 年 8 月 11 日内閣総理大臣
佐藤 栄作 殿

同和対策審議会
会長 木村 忠二郎

昭和 36 年 12 月 7 日総審第 194 号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

昭和 36 年 12 月 7 日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。（後略）